

山村尚

通告に従い、二つの一般質問を行います。

一つ目は、障がい者の就学、社会参加について、二つ目は、災害時の自助共助仕組みづくりについてです。まずは、障がい者の就学支援について。

先日行われた全員協議会の場で、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画案が開示されました。以後、この計画案を第6期障がい福祉計画として質問します。

この中で示されている障がい者対象の調査結果の中で幼稚園・学校に望むことのアンケート結果が出され、「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」が最も多い回答、次いで「就学・進路相談など相談体制を充実してほしい」が2番目に多い回答でした。このことから、障がいを持ったお子さんの入学・進学に関わる親御さんの不安がとても大きいことが分かります。

現在、市内における児童・生徒の入学・進学先は、小・中学校の普通学級、特別支援学級、特別支援学校の小学部・中学部があります。そして、小・中学校の普通学級には、障がいを持ったお子さんへ支援して下さる障がい児支援員が派遣されています。当市の障がい児支援員派遣事業は県南地区の中でも早い時期に始まり、現教育長が過去、教育委員会在籍時に本格化され、現在に至る事業であると聞きました。

一方、支援員については他市から当市に赴任された先生に聞いたところ、しっかりと志を持った方々が多いと評されていました。私も支援員さんとお話をしたことがありますが、子どものステップアップ、自立を目指した支援レベルを常に心がけていらっしゃるなど感じました。親から見ても安心してお願いできる方々だと感じます。

そこで、支援員に関する質問です。当市の小学校・中学校別の支援員数、支援員1人当たりが担当する児童数とその増減傾向をお聞かせください。

松尾健治教育部長

本市の特別支援学級に在籍する児童・生徒数であります。本年11月1日現在で233名となっております。このうち特別支援教育支援員の支援が必要である小学生は78名おります。

また、支援員の数であります。小学校に35名を配置しております。そして、小学校では、支援員1人当たり担当する児童数が2.22人となります。支援員1人当たり担当する児童数の推移は、平成30年度で1.90人、令和元年度では2.11人、今年度が2.22人となっております。増加傾向がうかがわれます。

また、中学校では、2名の生徒に対し2人の支援員を配置しております。ということで、支援員1人当たり担当する生徒数は平成30年度から変わっておらず、1.00人となっております。

なお、市内の三つのNPO法人に委託をいたしましてこの支援事業を行っている関係から、実際にはより多くの支援員がシフトを組んで担当していただいております。議員のご

質問で、支援員1人当たりどういう状況かということですので、それに置き換えて答弁させていただきますが、実際に多くの支援員がシフトを組む中で勤務をしておりますので、厳密に言いますと、支援員1人で何人を担当するというものではございません。

一方、他市町村におきましては、支援員を雇用して対応している事例もございます。そういった場合には、支援員の年次休暇やあるいは病気の際の休暇などが起こりますとその穴を埋める、補完をするために非常に問題が起こります。そういった点、龍ヶ崎市の場合はNPOの協力を得て業務委託方式を採用しておりますので、そういう場合にも適時補完がされるということで順調に運営が行われております。そういう事情があることを含みお聞きいただければと思います。

山村尚

支援員1人が担当する児童・生徒数は、中学校では変わらず、小学校では増加傾向との答弁内容でした。小学生で支援の必要な児童・生徒数が現在78名、年々増加しているというのが分かります。担当する児童・生徒数が増えることにより、支援が手薄にならないかを危惧しました。今のご答弁の中で、支援員を含めた支援体制は緩めることなくしっかりと注視しているとのことでしたので、特に質問はいたしません。

ただ、志を持って始めたものの、職場を去る方もいらっしゃるということも聞こえてきますので、しっかりとした支援員へのケアをお願いしたいと思います。

続いて、入学前の入学先、進学前の進学先を決めるときの流れについて、現在どのようになっているのか、お聞かせください。

松尾健治教育部長

小学校への入学に際しましては、就学児の保護者と主に教育委員会がご相談をさせていただきます。そして、中学校への進学の場合は、保護者と主に小学校の担任、そして特別支援教育担当が相談をさせていただきます。

その相談の中で、通学区域にある小・中学校の特別支援学級、さらに特別支援学校への入学及び進学先について方向性を決めてまいります。具体的には、特別支援学級や特別支援学校の施設見学や体験学習、専門家が集まって協議する市教育支援委員会での意見、さらにはWISC検査、これ知能検査になります、などの結果、そして保護者の思いや願いを基にそのお子さんにとってどんな支援が適切なのか、保護者と教育委員会と一緒に話し合っております。

お子さんの障がいの状態、そして教育的ニーズ、そのお子さんや保護者の願いや考え、専門的見地からの意見、学校や地域の状況などを踏まえまして保護者と教育委員会、学校とで相談を重ねてまいります。そのお子さんにとって今必要な支援、さらに将来自立するための支援について、特別支援学級がいいのか、特別支援学校がいいのか、どちらで教育を受けるのがいいのかといった選択を行っていただくこととなります。

特別支援学級では、友達や地域とのつながりを大切にしながら学校生活を送ることができます。一方、特別支援学校では、専門的で適切な支援を受けながら自立を目指すことができます。入学先・進学先については、最終的に保護者の方の同意を得て決定をしている現状でございます。

山村尚

今いただいたご答弁の内容は、障がいを持ったお子さんのご家庭で今後、入学先・進学先を決めるときに最も知りたいところかと考えます。どのような方々によるどのような進め方で、そこでは何を重要視し、そして最終的な方向は何をもって決めるのか、この場をお借りし、今の答弁でお伝えしたいと思います。

では次に、入学・進学時にあった相談の件数、増減傾向、その内容についてですが、同じご家庭からたくさんの相談をするのが一般的なので、相談件数改め相談者人数とその増減傾向、内容についてもお聞かせください。

松尾健治教育部長

小学校入学に向けての相談者の人数でございます。平成30年度が25名、令和元年度が18名、そして令和2年度現在31名という状態であります。また、中学校進学に向けての相談者の人数であります。平成30年度が24名、令和元年度が27名、そして令和2年度が24名となっております。相談者の人数に関しましてはただいま申し上げたとおり大きな増減はありませんけれども、電話相談や来所による相談、そして学校訪問等の相談など保護者との相談の形が多様化しております。1人当たりの相談回数は増加傾向になっております。

さて、相談の主な内容でございますが、児童・生徒の状況や能力、適性等に応じた適切な支援や入学・進学先についての相談となっております。特別支援学級への入級なのか、特別支援学校への進学か決めかねているという相談が最も多い現状にあります。次いで、お子さんの発達そのものに関する相談というものが多いという状況でございます。特に特別支援学級や特別支援学校の雰囲気や、支援の様子が分からないという声もあります。特別支援学級及び特別支援学校の担当者や直接話をしたり、直接施設を見学したりするよう勧めております。そして、実際に中学校や特別支援学校の担当者との話合い、それから見学、意見交換などが決め手となって進学先・入級先を決めるというような例も少なくございません。

山村尚

では、次の質問、相談回数は増加傾向にある中で、小・中学校への入学・進学希望がかなわなかった件数と理由についての質問ですが、これまでの答弁から保護者との合意形成が前提となりますので、この質問は特別支援学校に就学を決めたその理由についての質問

を改めます。ご答弁をお願いします。

松尾健治教育部長

特別支援学校に進学をした主な理由としましては、おおむね次の3点に絞られるのかなと考えております。

1点目であります。児童・生徒一人ひとりの障がいの状態に応じた適切な支援が行われている点であります。具体的には、高い専門性を持った教員が個別の教育支援計画や個別の指導計画を基に、継続的にきめ細やかな指導を行っていること及び複数の教員で児童・生徒の手厚い支援を行っていることとあります。

2点目であります。児童・生徒の将来を見据え、進学や就職を踏まえた上で本人の自立に向けた適切な支援が行われている点であります。

3点目であります。障がいに応じた特別の施設や設備、教材が整備されており、そこで児童・生徒が自分らしく安心して学べるという点であります。

この特別支援学校で体験入学や教育相談を通してこのような特別支援学校の特色を理解していただいた上で、保護者の皆さんと十分に相談を重ねながら納得をいただき、そして特別支援学校への進学を決めているというような現状でございます。

山村尚

やはり児童・生徒の将来を見据え、自立に向けた適切な支援が児童・生徒に最も大切であるということが分かりました。

ただ、そこで本人が何を望むか、それを理解することが重要と考えます。ハード面が整備されていないとの理由で、望みがかなわないことがあるのではないかと危惧します。

ある学校では、通常学級に在籍していた障がいを持ったお子さんがその障がいの特性がゆえ、学年が切り替わるタイミングで特別支援学校に編入したとのことでした。

この障がいについて全国の事例を見てみると、担任が特殊な機器を使い、特殊なシステムを活用することで通常の学級に在籍しているとありました。これはあくまで1例ですが、これまで行われてきた障がいに対する画一的な配慮を特殊な機器、システムを利用するという合理的配慮に変えることで生活環境が変わり、自立の幅が大きく変わります。また、次の子どもたちへもつながります。子どもたちの特色を理解し、子どもたちの話に耳を傾け何を望んでいるかを知り、合理的配慮も踏まえ、子どもたちにどのような道筋を立ててあげられるか、そして一人ひとりに合った教育が選択できるか、障がいを持った子の就学についてこのような総合的な配慮、支援をお願いしたいと思えます。

続いて、障がい者の社会参加について質問します。

同じく第6期障がい福祉計画の成果目標で、就労の場の掘り起こし、関係機関ネットワークを充実することで就労移行支援事業、就労継続支援A、B型利用者の一般就労を促進するとありますが、これに関連して障がい者の就労、社会参加について質問します。

まずは、就労移行支援、就労継続支援A、B型の施設に関して、現時点での施設数、定員数、施設での作業内容、把握していれば施設の利用者数をお聞きします。

清宮恒之福祉部長

当市内における障がい者の就労事業所につきましては、令和2年10月末現在で就労移行支援が1事業所で定員10名、就労継続支援A型が3事業所で定員合計60名、就労継続支援B型が8事業所で定員合計135名となっております。

次に、就労支援の各事業所におけます作業内容でございますが、袋詰めや簡単な組立作業、古本や古物のクリーニングとその梱包、発送作業などの下請作業のほか、農作物や花苗、ドライフルーツなどの製造販売が主なものでございまして、いずれの事業所におきましても通われている障がい者の特性に応じた作業内容を実施しているところでございます。

山村尚

調べてみると、就労継続支援A型、B型事業所の運営主体は社会福祉法人、NPO、株式会社と様々です。以前はなかったA型の事業所が複数開設され、B型の事業所も増えていることが分かりました。このように、障がい者支援に志を持った方々が増えていることを喜ばしく感じます。

続いての質問ですが、今まさに続いているコロナ禍で、生産活動収入の大幅な減少も予測されます。施設の運営状況について、分かる範囲でお聞かせください。

清宮恒之福祉部長

施設の運営状況についてでございます。

就労支援事業所の収入は大きく分けて二つございます。

一つ目は、事業所そのものの運営費としまして、国・県・市から支払われる自立支援給付費でございます。

二つ目は、各事業所で行っている仕事や作業の対価として得られる収入で、この収入につきましては、原則利用者に支払われる給料もしくは工賃に充てられるものでございます。利用者と雇用契約を結んでおります就労継続支援A型事業所からは、コロナ禍の影響によりまして企業からの下請の仕事が減り、利用者への給料を支払うのが大変との声が聞かれる一方で、就労継続支援B型事業所やグループホームなどを運営している事業所におきましては、施設の拡充準備を進めているところもございます。運営状況につきましては、各事業所によって異なっているものと考えております。

山村尚

工賃、給料は対価収入から充てられることを原則としていますが、このコロナ禍で特例的に自立支援給付費を工賃に補填することが厚生労働省で認められました。民間事業者の

経営状態が逼迫することで、そこからの受注が多い就労支援施設に影響があることを認識しなければと感じました。

このように志を持って障がい者就労支援の運営を行う事業者に対しコロナ前後で市はどのような関わりを持ってきたのか、お聞かせください。

清宮恒之福祉部長

コロナ禍以前におけます障がい福祉サービス事業所、特に就労支援事業所への関わりでありますが、障害者優先調達推進法に基づきまして市が発注する封入・封かん作業や業務上必要な物品の購入につきまして、事業所への優先的な発注に努めてまいりました。また、市が主催する講演会等のイベントの際には、龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会と連携いたしまして構成事業所の出店ブースを設置するなど、事業所の売上収入に貢献する取り組みを随時実施してきたところでございます。

次に、コロナ禍以降についてでございますが、感染拡大の影響によりまして感染予防に必要なマスクが一時的に市場で入手にくい状況に陥ったため、本年5月、新型コロナウイルス感染症対策補正予算によりまして市が一括でマスクを購入いたしまして、市内の障がい福祉サービス事業所及び介護保険事業所に配布をしたところでございます。

また、8月には、市内の就労継続支援A型事業所で製造いたしました感染予防のための防護服を先ほどと同様に市が購入いたしまして、障がい福祉サービス事業所及び介護保険事業所に配布を実施したところでございます。

山村尚

今ご答弁があった内容以外にも、担当課では市内老人福祉施設の清掃作業などを就労支援施設へつなげているなどの話を聞いており、ご尽力されていることに安心します。

今回、幾つかの就労支援施設を訪問し、お話を伺ってきました。先ほどの答弁にあった花苗の栽培、ここでは種から花苗を栽培するだけでなく土づくりも行っており、安定した販売ルートで出荷までのビジネスモデルが確立されているのを見てきました。また、ドライフルーツの製造販売をしている施設、ここは地場農家から譲り受けた野菜をパウダー化、健康志向を狙い、パンに混ぜ合わせ利用してもらおうというさらなるチャレンジを試みていました。それ以外にも地元から提供いただいた土地を利用し、四季に応じた野菜を栽培し福祉施設等で販売したり、地元の方に差し上げたりと目を引くような運営が行われていました。また、そこに働く施設利用者が皆、生き生きと作業に取り組んでいるのを見ることができました。一方、コロナ禍で仕事が減り、収益が大きく下がった事業所も幾つかありました。

第6期障がい福祉計画の事業所対象の調査結果では、事業所運営に必要な支援のアンケート結果があり、「行政との情報共有」がもっと多い回答でした。一般就労移行を促進する成果目標の達成には、就労支援施設が不可欠です。そのためには、行政と事業所との情報

共有は重要であると考えます。訪問した就労支援施設の中には「農業と連携した就労訓練を行ってみたい」であったり、「現在行っている花苗栽培を拡大したい」との声を聞きました。今、全国で問題となっている耕作放棄地、市内でも同様の問題が起きています。この耕作放棄地に関する情報をはじめ、農家さんで人手が欲しいであったり、傷がついた野菜を破棄しているなどの情報を就労支援事業者と共有し、また時には適切なアドバイスも行いフォローしてはと考える。

行政ではこれまでも就労支援施設に対し様々な関わりを持ってきましたが、改めて障がい者の就労、社会参加に必要な就労支援施設の状況を常に把握し、継続的な運営ができるよう、そして利用者の行き場がなくならないよう、情報共有をはじめとした様々な側面支援をお願いしたいと思います。

最後の質問、災害時の自助共助仕組みづくりについて質問します。

近年、日本各地で多くの自然災害が発生しています。それを食い止めることはできませんが、被害をできるだけ小さくすることは可能です。そのためには日常からの備えや地域防災力の強化が重要です。災害発生時、特に重要なのは自分の身は自分で守るという自助と地域や近隣の人々が互いに協力し合う共助です。

そこで、最初の質問です。当市における自助・共助を推進する取り組みをお聞かせください。

出水田正志危機管理監

1995年、平成7年1月17日、阪神・淡路大震災など災害が大きくなればなるほど、その初動対応におきまして公助の限界が生じ、自助と共助が非常に重要であるものと強く認識しております。

市では、公助・共助・自助を行うために様々な取り組みを実施してまいりました。自助の推進方法としましては、「防災の手引き」を全戸配布するとともに、出前講座やワークショップなどを利用し、地域の皆様に分かりやすく説明を行っております。具体的には、事前にハザードマップを確認することを通じて自分の住んでいる地域の災害リスクを正しく認識していただき、小貝川、利根川における洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にお住いの方々にはマイタイムラインの作成を推進し、いつどこでどのように避難するのかを時系列的に考えていただくことで、自分の身は自分で守る意識を持ってもらうよう啓発を行っております。

次に、共助においては、各コミュニティセンターには地域住民の皆様が災害対応活動拠点施設として利用できるように防災ボックスの設置をはじめ、MCA無線機、防災井戸などを整備し、また避難所となる小・中学校には人命救助資機材、避難所開設用資機材と併せて3日分の食料や飲料水、簡易トイレなどが入った防災コンテナを整備し、またマンホールトイレを整備し、共助の力で初動対応できるように整備しております。

そのほか地域コミュニティ協議会には、地域で取り組む地域防災計画の策定を推進し、現

在2地区が策定をしておりますけれども、昨年その一つである北文間地区が実効性を検証するために安否確認訓練を行ったところであります。当該訓練では、協議会役員でもある住民自治組織や自主防災組織、民生委員児童委員が中心となり訓練を進めましたが、そのほかケアマネジャーなどの参加もあり、災害発生時に対するイメージづくりを通じた共通認識を持つことができたところがございます。

引き続き新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営なども含め、市と地域が一体化した自助・共助の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

山村尚

危機管理監から、マイクを通して市民へ直接このように語りかける機会というのはなかなかないと思います。今の危機管理監のご答弁内容を市民の皆さんにも改めて認識していただければと思います。

自助について、私も調べてみました。日本防災士機構が出している「わが家の防災チェックリスト」というものがあり、自助として日常から行うべきチェック項目が紹介されていました。

具体的には、家具類の固定、落下防止の対策チェックをはじめ、防災情報の理解度チェック、これは5段階の警報レベルや特別警報、各種警報警戒情報をどこまで理解し、またそれらの情報発令時にどのような行動をすべきかを理解しているか、幾つかある安否確認連絡方法は優先順位をつけて確認しているか、一時避難場所、広域避難場所、避難所はどこなのか確認しているかなどその他幾つかが掲載されていました。また、災害時に起こり得る通信手段のふくそう回避策として三角通信の活用についても、関連する資料に書かれていました。

このような自助として認識しておくべき情報、既に「りゅうほ一」等に掲載されているものもあるかと思いますが、さらに充実し、日常からの災害に対する備えを推進してはと考えます。

続いて、災害時避難訓練についての質問です。市内で行われている災害時避難訓練の実施単位とその数についてお聞かせください。

出水田正志危機管理監

当市で把握している訓練の実施単位につきましては、各地域コミュニティ協議会単位での訓練、各自主防災組織単位での訓練が中心となります。また、各小・中学校においては年3回、保育園・幼稚園・認定こども園や各種民間事業所なども継続的に訓練を行っているとの報告を受けております。

次に、市で把握する令和元年の防災訓練の実績でございます。合計で43回行われ、そのうち避難訓練は13回実施したと報告を受けております。

また、実施主体である地域コミュニティ協議会や自主防災組織では、会長が輪番制の地

区もあり、防災訓練の企画に苦慮している状況も見受けられることから、自主防災組織防災訓練実施マニュアルの配布や電話の個別対応、そして必要に応じて当日に職員を派遣することで、訓練を実施しやすい環境整備に努めております。

訓練内容につきましても、各地域で実践的な訓練が創意工夫して各地域のリーダーの方の強いリーダーシップによりまして行われております。例えば、南が丘自主防災組織では避難所までの避難経路を車椅子などで確認をしたり、また龍ヶ崎地域コミュニティ協議会の訓練では、避難所となる龍ヶ崎小学校の体育館や教室が展開され、防災コンテナに入っている全ての資機材が避難所に展開されるなど、非常に素晴らしい訓練を行っております。地域の皆様、リーダーの皆様方の強いリーダーシップに非常に感謝しているところでございます。

山村尚

防災訓練が43回、その中で避難訓練が13回、コミュニティセンターの数が13か所なので、その単位での避難訓練かと思えます。

避難訓練には避難所の開設・運営訓練をはじめとして、安全な場所への避難行動訓練があります。災害時の要配慮者、特に障がい者の避難行動、避難所生活には様々な課題があると言われております。これについてどのようにお考えでしょうか。

清宮恒之福祉部長

災害時におけます障がい者の避難行動や避難生活についてでございますが、昨年度、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の取り組みの一環といたしまして障がい者の当事者からヒアリングを実施し、災害時に想定される課題の聞き取りを行いました。

その中でのご意見でございますが、視覚障がいのある方は住み慣れた自宅であれば自立した生活を送れますが、避難所では前後左右すら分からず、全く1人で行動することができないため、自宅で避難したいとのことございました。また、自閉症の方の保護者からは、見知らぬ場所で見知らぬ人に囲まれる避難所では必ずパニックを起し、周囲に迷惑をかけるため、自宅避難あるいは自宅近くでの車中泊避難を希望するのご意見がございました。

このように障がいの種類によりましては避難行動や避難生活の課題は異なっておりまして、配慮の方法が変わります。そのため、障がいのある方自身も平常時から災害時を想定した避難計画を備えておくことが重要であると認識しております。また、それと同時に、行政をはじめ地域の支援者の方々と災害時において想定し得る課題につきまして、日頃から共有することが必要であると考えているところでございます。

山村尚

災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に対して避難行動要支援者名簿を作成す

ることになりました。しかし、災害時、避難行動要支援者避難支援プランへの登録があまり進んでおらず、取り残されてしまう方がいるのではと危惧します。これについてどのようにお考えでしょうか。

清宮恒之福祉部長

災害時避難行動要支援者避難支援プランにおける令和2年4月1日時点の登録者数でございますが、独り暮らし高齢者や重度の障がい者などを含めた全対象者 4,678 人に対しまして 1,524 人が登録されており、登録率では 32.6%という状況になっております。

一方、登録を希望しないと回答された方が 35.1%、人数で申し上げますと 1,644 人の方がいらっしゃるんですが、本制度につきましては手挙げ方式となっておりますので、高齢者や障がい者、その家族の意思をできる限り尊重する必要があると考えております。なお、32.3%、人数で申し上げますと 1,510 人の方からは回答がなく、意向の確認が取れていないことが課題であると受け止めております。このようなことから、被災時の迅速かつ円滑な支援につなげるため、引き続き災害時における避難行動の理解促進と併せまして本制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

山村尚

対象者の3分の1の方が「回答なし」はちょっと心配です。希望しない方も同様に約3分の1ですが、その理由として、「人の手は借りないよ」という独り暮らしの元気な高齢者、「住民票上は別世帯だけれども、同じ敷地に子どもがいるから」との理由の方がいらっしゃると聞きました。

希望しない方が全てこの理由なのか、無回答が約3分の1もあるのはなぜか、要支援者避難支援プランを見ました。当避難支援プランの記入について、病名が周りに知られることを避けたいと思い、病名が推測できる項目欄記入の必須性、支援者が見つからないときの支援者欄記入の必須性、これらが明示されていないことで登録を躊躇してしまっている方がいるのではないかと。この事前質問に記入ガイドを改善するとの回答を担当課からいただき、早速「りゅうほ一」へ分かりやすくプランの流れが掲載されたので、5番目の質問は割愛します。

最後に、避難訓練についてです。

第6期障がい福祉計画の一般市民への調査結果で、災害発生時の要支援者への避難支援アンケートでは「可能な範囲で支援をしたい」が最多、災害時緊急時の障がい者への支援として必要な体制アンケートでは「地域の助け合い活動の中で支援」が上位回答でした。この回答から、要支援者に対する支援をしたいと考えている一般市民が少なくないと分かります。

また、障がい者への理解を深めるために必要なことのアンケートでは「障がい者の積極的な社会への進出」が最多であるように、地域の助け合い活動で支援をしたいが、障がい

者に積極的に外に出てきてほしいとの思いがこのアンケート結果から分かります。地域にどのような支援の必要な方がいるのか、どのような支援をしたらいいのか分からないと不安を感じる方が多くいらっしゃいます。

障がい者を含めた災害時要配慮者、障がい者施設などが地域避難訓練へ積極的に参加し、また災害時要配慮者と支援者が福祉避難所に避難するなどの実践的な訓練を行うことで、これらの問題を解決する糸口になるのではと考えます。また、必要な支援を共通理解でき、協力し合える体制が整備できるだけでなく、障がい者の地域共生に大きく寄与し、これを促進してはと考えます。この取り組みに対する見解をお聞かせください。

清宮恒之福祉部長

要配慮者や施設としての避難訓練への参加についてでございます。

災害時に、より実効性の高い避難行動、支援活動を行うためには、平時からの備えが必要不可欠でございます。このため、現在、幾つかの地域の防災訓練におきましては、車椅子で避難する訓練やリヤカーを使用して避難所まで行く訓練など、趣向を凝らした訓練が実施されているところでございます。

また、福祉施設の職員や入所者の避難訓練につきましても、昨年度、市内で初めての試みとしまして、市、大宮ふるさと協議会、地元の介護施設が合同で水害時の避難訓練を実施したところでございます。

そうした中、要配慮者本人が参加する防災訓練の実施に際しましては、防災訓練を企画する自主防災組織の方々から、要介護者や障がい者等との接点がなく声をかけられない、あるいはどのようなプログラムを用意したらよいか分からないといった声も聞かれたところでございます。したがって、今後も災害時避難行動要支援者避難支援プランの取り組みを通じまして、自主防災組織の方々に避難支援プランに登録された要配慮者の名簿やその方々が必要とする支援内容についての情報提供を継続的に行い、より実効性の高い避難行動につなげてまいりたいと考えております。

山村尚

一方で、避難訓練に参加できない方もいらっしゃいます。市内幾つかの地区で実施または実施を予定している「無事ですカード」の運用、タオルを玄関先に提示し、無事であることを周りに伝えるものですが、災害発生時の安否確認手段としてこのタオルを市内全域に配布、統一的な運用を徹底してはと考えます。

そして、避難訓練を実施するに当たり、多くの方に実施場所、日時を周知する必要があります。「りゅうほー」はもとより回覧板での周知がありますが、「りゅうほー」掲載は当日忘れてしまうことがあり、回覧板では自治会に入っていないため見られない方もいらっしゃいます。これらを回避するため、防犯パトロール車から周知するのはいかがでしょうか。これらについてのご見解をお聞かせください。

出水田正志危機管理監

災害時における地区内の安否確認を円滑かつ迅速に実施するために使用するものが、一般的に「無事ですカード」と呼ばれております。その名称は地区により違いがあります。その運用としまして、既に購入して実施している地区がありますが、「無事ですカード」のような資材を購入せずに、白いタオルを汎用して掲げるルールを事前に共通認識として持つことで安否確認を行っている事例もございます。

このため、「無事ですカード」の配備も重要ではありますが、災害時の安否確認において最も重要なことは、住民全員が地区内の安否確認ルールを知っておくことが肝要でございます。その手法を住民に浸透させていくためには、各自主防災組織などが主体となって実施する必要がありますので、安否確認の勉強会や説明会などに参加した際において、安否確認の必要性と「無事ですカード」の有効性について説明をし、議論を重ねております。

今後は、先進的に「無事ですカード」などの取り組みをしている地域の事例を説明するだけでなく、広報紙や市公式サイトで周知をし、安全・安心を確保する取り組みを推進してまいります。

次に、防犯パトロール車による訓練などの広報につきましては、一部の地域で訓練開催のアナウンスで実施していただいております。広報車による巡回は地区内の連帯感や防災意識を高める効果も期待できますので、訓練項目の一部に加えていただくよう啓発してまいります。

山村尚

誰一人残さないSDGsの理念がありますが、それをどう具体化し実現していくのか、これまで行われてきたプロセスを見直し、知恵を出し合って変えていくことで実現できると考えます。特に要配慮者へのプロセス見直しは、地域との共生を前提に進めていっていただきたいと思っております。